



補助参加申出書

令和3年12月24日

那覇地方裁判所 民事第2部 御中

補助参加人訴訟代理人弁護士 与 世 田 兼 稔

同 徳 本 和 秀

同 秋 満 毅 一 郎



当事者の表示 別紙当事者目録記載のとおり

参 加 の 趣 旨

上記当事者間の御庁令和3年（行ウ）第15号 怠る事実の違法確認請求等住民訴訟事件（以下「本件訴訟」という）について、被告を補助するため、この訴訟に参加する。

参 加 の 理 由

- 1 補助参加人は、亜熱帯性動植物、海洋文化、首里城等に関する調査研究、知識の普及啓発、技術開発、サービスの提供等および公園緑地、レクリエーション施設、教育施設等の管理運営、並びに首里城基金の造成、管理等の事業を行い、もって市民の心身の健全な発達及び環境の保全に寄与すること並びに地域社会へ貢献することを目的とする法人である。





2 補助参加人が利害関係人であることについて

本件訴訟は、原告らが被告に対し、令和元年10月31日に発生した首里城公園の城郭内の首里城の建築物が全焼した火災事故において沖縄県が被った損害を被告が補助参加人に対して全額の損害賠償を請求すること及びその請求を怠ることが違法であると求めている住民訴訟であるから、補助参加人は本件訴訟の結果について利害関係を有している。

3 よって、補助参加人は、被告を補助するため、民事訴訟法42条、43条に基づき本申し出をなすものである。

添 付 書 類

1 申出書副本	2 通
2 資格証明書	1 通
3 訴訟委任状	1 通



当事者目録

- 〒901-2201 沖縄県宜野湾市新城1-1-10 奥間アパート202号
原 告 金 城 ミ ツ 子
- 〒900-0006 那覇市おもろまち4-10-28
原 告 石 岡 裕
- 〒900-0021 那覇市泉崎1-17-17 ハウス泉崎405号
原 告 國 場 幸 昇
- 〒905-2171 沖縄県名護市辺野古168-12
原 告 玉 利 朝 輝
- 〒901-0155 那覇市金城5-6-8
原 告 上 原 義 雄
- 〒901-2215 沖縄県宜野湾市真栄原2-25-23
原 告 平 安 座 唯 雄
- 〒903-0804 那覇市首里石嶺町2-60-2
原 告 城 間 一
- 〒901-2215 沖縄県宜野湾市真栄原2丁目3番7-404
ミルコマンション真栄原スカイビュー
原 告 錦 古 里 正 一
- 〒900-0025 那覇市泉崎1丁目2-2
被 告 沖縄県知事玉城康裕
- 〒905-0206 沖縄県国頭郡本部町字石川888番地

補助参加申出人 一般財団法人沖縄美ら島財団

上記代表者代表理事 花 城 良 廣



〒900-0021 沖縄県那覇市泉崎二丁目21番地3

弁護士法人与世田綜合法律事務所（送達場所）

補助参加申出人訴訟代理人

弁護士 与 世 田 兼 稔

弁護士 徳 本 和 秀

弁護士 秋 満 毅 一 郎

電 話 098（855）8688

FAX 098（855）8686